

平成30年宇治田原町文教厚生常任委員会

平成30年6月15日

午前10時開議

議事日程

日程第1 各課所管事項報告

○介護医療課所管

- ・国民健康保険税当初賦課状況について
- ・介護保険料当初賦課状況について

○健康児童課所管

- ・地域子育て支援センター事業（平成29年度事業報告）（平成30年度事業計画）について

日程第2 付託議案審査

議案第47号 宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	11番	谷口 整	委員
副委員長	9番	山内 実貴子	委員
	4番	馬場 哉	委員
	6番	原田 周一	委員
	8番	藤本 英樹	委員
	10番	今西 久美子	委員
	12番	田中 修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副 町 長 山 下 康 之 君

教 育 長	増 田 千 秋 君
健 康 福 祉 部 長	久 野 村 観 光 君
教 育 部 長	光 嶋 隆 君
企 画 財 政 課 長	矢 野 里 志 君
福 祉 課 課 長 補 佐	市 川 博 己 君
介 護 医 療 課 長	廣 島 照 美 君
介 護 医 療 課 課 長 補 佐	塚 本 吏 君
健 康 児 童 課 長	立 原 信 子 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	小 川 英 人 君
宇 治 田 原 保 育 所 長	山 下 愛 子 君
地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 所 長	青 山 晃 子 君
学 校 教 育 課 長	岩 井 直 子 君
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	細 矢 和 彦 君
学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	下 岡 寛 史 君
社 会 教 育 課 課 長 補 佐	下 岡 浩 喜 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	村 山 和 弘 君
庶 務 係 長	太 田 智 子 君

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口 整） 改めまして。皆さん、おはようございます。

本日は、文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様にはご出席をいただきましてありがとうございます。よろしく願いをいたします。

本委員会は、6月7日の開会日に上程をされ、付託をされました議案第47号の付託議案審査及び所管事項報告につきまして、お手元に配付をいたしました日程表により審査を行うことといたしております。また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付をいたしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会におきまして不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ありがとうございます。

それでは、ここで、山下副町長には、就任以降初めての文教厚生常任委員会となりますので、副町長からご挨拶を受けたいと思います。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第2回定例会開会中におけます文教厚生常任委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

また、谷口整委員長、山内副委員長には大変お世話になりますけれども、どうぞひとつよろしく願い申し上げます。

私も、6月1日に副町長に就任させていただきまして初めての文教厚生常任委員会でございますので、今後ともいろんな角度からご支援、ご指導賜りますよう、重ねてお願いを申し上げたいというふうに思います。

宇治田原町では、今、特産のお茶も一番茶の収穫が終わり、二番茶に向けて準備作業をされているというような状況であります。この月の22日に第43回宇治田原町茶品評会を開催させていただく予定をいたしてございまして、今年のお茶の出来栄については、良質茶が生産されているというように聞いております。

また、梅雨時期に例年よりも早く梅雨に入りまして、毎日うっとうしい天気が続いてまいりますが、委員の皆さん方には、お体には十分、こういった時期でもございまして、ご自愛いただく中で、ますますご活躍をお願いするというふうなところでございます。

そうした中、こういう出水の時期を迎えると、やはり梅雨の時期やということで、台風による豪雨災害の発生の恐れが非常に懸念されるということで、今現在、職員の参集メールの受信テストを行っていく予定をいたしておきまして、職員一同、万全の体制を尽くして対応していく所存でございますので、よろしくお願いをしたいというように思っています。

そういった中、せんだって、6月12日、6月13日は一般質問ということで、大変ご苦勞いただきましてありがとうございました。また、いろんなご質問をお聞きした点については、しっかり対応していきたいというように思っております。

大変委員の皆さんにはお疲れのところでございますけども、本日、付託議案1件の審査をいただくと、また、所管事項の報告をそれぞれ担当課のほうからさせていただきますので、どうぞ最後までよろしくご審査等をいただくよう心からお願い申し上げまして、簡単でございますけども、開会に当たりましてのご挨拶にさせていただきたいと思えます。どうぞ、お世話になりますけど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口 整） ありがとうございます。

ただいまの出席委員の数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、介護医療課所管の国民健康保険税当初賦課状況について説明を求めます。広島課長。

○介護医療課長（広島照美） それでは、平成30年度国民健康保険税当初課税状況について説明させていただきます。

A4縦1枚物の資料のほうをごらんください。

平成30年6月に住民税賦課及び介護保険料賦課に続きまして、国民健康保険税賦課作業のほうを実施しております。6月12日火曜日に納税通知書のほうを送付させていただいたところでございます。

その賦課状況につきまして、一番上の表のほうをごらんいただけたらと思います。

当初賦課額でございます。

医療費に対する支出に充てる医療分、また介護保険分、後期高齢医療現役世代の支援金分と3つに分かれておりまして。それぞれ賦課額のほうが、医療分が1億4,626万7,700円、介護分が2,176万2,600円、支援金分が

5, 757万700円となりました。

その下の表、真ん中の表に医療分を抜粋して載せさせていただいておきまして、調定額につきまして、平成30年度と平成29年度を比較しましたところ、3,465万8,300円の減額となっております。

また、その下に参考としまして1人当たりの医療分の調定額のほうを掲載しておきまして、保険税額につきましては6万3,705円、昨年度と比較しますと1万1,996円の減額となっております。この調定額減少の理由としましては、国保広域化によりまして、保険税率の改正によりまして税率等が下がったことによること、また、本町が激変緩和措置の対象となったこと等が考えられるところでございます。

その下、参考としまして、世帯数及び被保険者数のほうを掲載しておきまして、平成30年度が被保険者数2,296人となっております。平成29年度と比較しますと94人の減少となっております。こちらの要因としましては、平成29年度も社会保険対象者の適用の促進等の影響を受けたことによるものと考えております。

続きまして、2ページ、裏面のほうをごらんください。

平成30年度の税制改正による影響等についてでございます。

平成30年度におきましては、負担能力に応じた負担を求めため、賦課限度額の引き上げによりまして高所得者に負担を求めるとともに、低所得者世帯の負担軽減を図るため、軽減措置の算定基準の拡充を実施しております。

まず1つ目、賦課限度額の改正につきましては、医療分につきまして、平成30年度は58万円とさせていただいておきまして、4万円の増額となっております。

その下に限度額超過世帯及び超過額ということで表にまとめさせていただいておきまして、こちらにつきましては、平成30年度医療分につきまして、20世帯で359万7,711円というふうになっておきまして、29年度と比較しますと、世帯数は17世帯の減、超過額につきましては、745万504円の減額というふうになります。

また、介護分、支援金分につきましては、昨年度と比較しますと増額となっておりますけれども、こちらにつきましては、保険税率等が上がったことによりまして増えているものというふうに考えております。

また、医療分につきましては、賦課限度額が引き上がったこと、また、こちらは保険税率等が下がったことによりまして、対象の世帯が減っているというふうに考えております。

次に、軽減措置対象者の拡充でございます。

こちらにつきましては、所得判定基準額を引き上げておりました、5割軽減につきましては、27万円が27万5,000円、昨年度比5,000円増えております。2割軽減につきましては、49万円が50万円、1万円ふえている状況でございます。

その下に医療分における軽減世帯数及び軽減額のほうをまとめさせていただいております、平成30年度は、5割軽減につきましては、昨年度と比較しまして12世帯対象が増えております。2割軽減につきましては、対象世帯が16世帯減っております、軽減世帯数につきましては、当初課税時点で未申告の世帯は軽減されておられませんので、今後、また申告されることによりまして軽減世帯のほうは増えてくるというふうを考えております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） おはようございます。

国保に関して、町や京都府が様々な軽減策を独自に実施していただいております。例えば障がいのある方とか高齢者、また子どもさんの医療費についても、京都府や町が上乘せで独自に軽減をしていただいているわけですが、そのことに対して国からの交付金が減らされていると、ペナルティーが課されているというのが現実でございます。特に子どもの医療費なんかについては、少子化対策や子育て支援策に本当に逆行するものだというふうに思います。

これまでから多くの自治体関係者等々から要望もしていただいて、そのペナルティーについては止めるべきやということで声を上げていただいていたと思います。それを受けて国のほうでも議論がなされ、未就学児についてはペナルティーが無くなったということもお聞きをしておりますが、就学以降につきましては、ペナルティーがいまだに課されているという現状がございます。このことについて、これまでからご要望いただいているかと思いますが、更に声を大きくして、子育て支援にも逆行するものだというので国に対してはぜひとも声を上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口 整） 久野村部長。

○健康福祉部長（久野村観光） おはようございます。

ただいまのご質問でございますが、従来からお答えをさせていただいておりますように、全国の市町村長がお集まりになる国保制度の改善強化全国大会等におきまして、子ども

の医療費助成の地方単独事業につきましては、子どもの対象年齢にかかわらず見直すということ、国庫負担金、調整交付金の減額措置を見直すという要望をしていただいておりますので、今後も引き続きまして行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（谷口 整） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、介護保険料当初賦課状況について説明を求めます。廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） それでは、介護保険料当初賦課状況についてご説明をさせていただきます。

A 4 横の 1 枚物の資料をごらんください。

こちらの介護保険料につきましては、対象者は 1 号被保険者となりまして、65 歳以上の方が対象となっております。

保険料につきましては、今回、第 7 期町高齢者介護・福祉計画の平成 30 年から平成 32 年度の分を策定しておりまして、その中で 3 年間の給付の伸びは見込まれましたが、基金を投入することによりまして、介護保険料の基準額につきましては月額 5,417 円となりまして、第 6 期と同額というふうにさせていただいているところでございます。こちらにつきましても、先ほどの国保と同様、6 月 12 日火曜日に納入通知書のほうを送付させていただいているところでございます。

賦課合計額につきましては、平成 30 年度は 1 億 8,394 万 4,700 円となりまして、平成 29 年度と比較しますと 245 万 2,900 円の増というふうになっております。また、1 人当たりの保険料でございますけれども、平成 30 年度は 6 万 7,330 円ということで、昨年度 1 人当たりが 6 万 7,070 円でございますので、260 円の増額というふうになっております。

上の表でございますけれども、被保険者数の各段階ごとの分布のほうを見させていただきますと、所得金額が 500 万円以上の第 9 段階から第 11 段階の人数のほうが減っておりまして、第 5 段階が基準額となる金額の部分でございますけれども、第 5 段階から第 8 段階、500 万円未満の人数がふえているような状況でございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特に無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、健康児童課所管の地域子育て支援センター事業（平成29年度事業報告）（平成30年度事業計画）について説明を求めます。青山所長。

○地域子育て支援センター所長（青山晃子） ただいまから、地域子育て支援センターの平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画について、先にお配りしました冊子によりご説明申し上げます。

まず、2ページでございます。

昨年度の事業概要でございます。

一番下の欄ですが、例年の事業に加え、昨年度は新たに子育てサービス利用支援事業を展開いたしました。これは、子育てに関するサービスを年齢や時期により途切れることなく、ワンストップで提供するものでございます。保健師を配置したことによりまして、子育て支援事業と母子保健を同じ場所で展開できるようになったのが大きな点でございます。

次に、各事業の報告でございます。

3ページから8ページに各事業の詳細を載せております。その中で、5ページをごらんいただけますでしょうか。

ファミリー・サポート・センター事業でございます。育児に関する相互援助活動をしております。

この事業は、会員が増えないことがずっと課題なのですけども、いろんな方にお聞きしたところ、やはりお子様をお預かりするということで、責任の重さに不安を感じるというお声を皆様からいただいております。そのために何ができるかと考えまして、研修をはじめサポート体制を整え、バックアップして、安心して活動していただけるように努めていく所存であります。

次に、8ページをごらんください。

先ほど申しました子育てサービス利用支援事業の詳細でございます。

内容としましては、主に子育てに関する情報を提供する基本型と、妊娠が分かったときから関わる母子保健型で展開しております。子育て支援センターで、母子保健事業を同じ場所で展開することにより、まさしく妊娠期から子育て期までの連携が非常にスムーズになりまして、継続して見守っていく体制が整ってきておると思っております。

一方、利用される方にとっては、子育てサービス利用支援事業としての知名度はまだ低いと思われまますので、気軽に利用してもらえよう、今後、更に周知に努めてまいり

たいと思っております。

それから、9ページが昨年度の利用人数表でございます。参考としまして、一番端に28年度の数も載せております。

一番下の欄が昨年度の利用の総合計でございます。一昨年の4,503人より、29年度は5,282人であり、779人増でございます。当センターも移設されて約1年半がたち、皆様に少しずつ知っていただけるようになったかと思っております。

それから、上から3つ目の欄ですが、一般の利用でございます。一般というのは、行事に参加ではなく、何もない日に普通に遊びに来られたりお話に来られた方の数でございますが、28年度の1,866人に比べますと、昨年は2,966人で約1,100人の増となっております。この中で、子育てに関するお話の中での悩みの相談が多くありますので、若いお母様方が求められていることを探求し、適切な支援、方策を展開できるよう努めたいと考えているところでございます。

それから、次に、11ページでございます。

29年度の成果と30年度の課題でございます。

30年度の課題としまして、当センターの役割としまして、子育て中の親子の孤立の防止、究極は虐待の防止になるかと思いますが、そういう意味合いがありますので、来所される方だけでなく、家から出られずにいる親子もおられることを頭に置き、できることを考えていこうと思っております。また、町内の資源活用も重要だと考えておりまして、環境としての資源、あと人材、人の資源を生かしていくために、また様々な機会をつくっていく所存でございます。

それから、次、12ページをごらんください。

今年度の事業概要でございます。統合した事業もございしますが、昨年度の趣旨を継承し、今年度も展開していきたいと思っております。

それから、13ページ、14ページは、今年の行事予定表でございます。

住民の皆様への周知は毎月発行の町民の窓にて行うこととし、より多くの方にご参加いただけるよう創意工夫してまいります。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 大変分析もしっかりされていて、しっかり資料も読ませていただいて、課題整理もされてすばらしいなと思っております。

あと昨年10月から子育て世代包括支援センターというふうに事業も増えて、11ペ

一ジのほうに本格的実施してこういうことになりました、こういう事業でプラスになっていますという紹介もされているんですけど、具体的に子育て世代包括支援センターとしての考え方、理念等、個別にこういうことで効果がありましたというのを紹介していただければ大変ありがたいと思います。

○委員長（谷口 整） 青山所長。

○地域子育て支援センター所長（青山晃子） ありがとうございます。

昨年10月から本格実施しました子育て世代包括支援センター事業でございますが、理念といたしましては、先ほど少し申しましたように、妊娠期から子育て期まで、利用される方にとっての利便性ですとか、事業を展開する側の途切れのない支援を継続して行えるように見守っていくという狙いがございます。

その中で、具体的な効果としまして、やはり支援センターに来所される方は、何かしら悩みであったりとか問題を抱えて来られる方が多いんですけども、その中で、まだどこかに相談するほどではないけれども、例えば子どもに手を上げてしまうだったり、ちょっと夫がDVかというようなデリケートな問題もあるんですけども、そういうのを日常の中でぼろぼろと漏らされることがありますので、それを拾い上げまして、必要であればすぐに、保健師がおりますので、課として母子保健事業と連携して見られる、それで対応したケースが何件かございます。実際その辺りが、わざわざではなく、私たちも連携して迅速に対応できるというところが大きな成果かと思っております。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今紹介していただいているほどなと思えました。

宇治田原には子育て支援を受けていただくようなNPO法人がありませんので、そういう意味でいくと、地域でそういう部分を担っていただく方の掘り起こしというんですか、連携なんかも必要やと思うんですけど、支援センターは0歳児から3歳児までというふうな、ちょっと僕もそういうイメージがあるんですけど、それ以降も柔軟に子育てに対応するという考え方であるならば、例えば育児放棄も含めてそうですけど、子どもの貧困対策ですね。そういう意味でいくと、都市部では、近隣では子ども食堂とか、そういう貧困対策を一部担っているような事業がありますけど、宇治田原でそういう動きなんかは支援センターの把握している中ではありますか。支援センターというか、そういう部分で、事業としてはできないですけど、例えば地域で子育てを応援していただける方と夕飯を一緒にするとか、そういう事例があるのかどうかだけちょっと教えていただいたらと思います。

○委員長（谷口 整） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 貧困対策としましては、健康児童課のみならず、福祉課とかも絡んだ地域福祉も関わってくる問題かと思いますが、今のところ、そういう活動をされているという事例はないです。

また、その必要性がということは今後もまた考えていけない問題なんです、今たちまち食事に困窮しているというような状況は、今のところ把握はしていません。ただ、どうしても核家族化であったりとか、親御さんがひとり親でなかなかお子さんと時間がとれなくて、ゆっくりした食事というのができないご家庭もおられると思います。そういうところでの必要な施策というのは、また福祉全体で考えていく必要があるかなと思っております。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 最後にもう一点だけ。

今年度、30年度の課題で、地域にも出かけて、地域の連携も含めて関係を構築したいという文言が書いてありますので、地域の公民館には調理場なんかもありますので、例えば、子育て中や妊婦のお母さん方と地域の方々が月に一遍ぐらいは一緒に夕飯を食べましょうかというふうな事業なんかもしていったら、関係づくりにも役立つんじゃないかなというふうに思いますので、もしそこら辺が可能ならば、検討していったらどうかというふうに思います。以上です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） ただいまの報告で、子育て支援に関して、ここ数年非常に成果が上がっている事業の一つやと思います。

そこでちょっとお尋ねしたいんですが、5ページのファミリー・サポート・センター事業で、これは会員登録して、いろいろ任せてほしい、任せたいというような形のことで、それで、お願いしたいほうの登録人数が43人とここに記載されているんです。実績として、その上に預かりが37件、送迎が46件ということなんですけど、具体的にお願したいほうの方のニーズというんですか、理由は保育所やら送迎やら、いろいろ書かれているんですけど、その辺の親御さんのニーズ分析みたいなのはされているんでしょうか。

○委員長（谷口 整） 青山所長。

○地域子育て支援センター所長（青山晃子） 実際のところ、おねがいたいとして登録されている方は多数いらっしゃるんですけども、実際に依頼をされる方というのがとても

少ない現状がありますので、実質、実人数でいきますと5名ほどの方でした、去年は。同じ方が繰り返し利用されているという状況になっております。小学3年生の男の子1名、それから1歳の方が2名、ゼロ歳の方が2名でした。というところで、その方たちが繰り返し預けられてこの人数になっておるんですけども。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） ということは、同じ人がリピートで利用されているということなんですけど、そうなれば、逆にこの件数というのは、実際にお願いしている人数からいうたらもう本当に少数ですよ。ということは、その事業そのものを知らないのか、あるいは、何度もお願いしている人は、一体どういう理由でお願いしたはるのかということが逆に気になるんですね。要は、お金さえ払えば自分が楽できるというたらおかしいですけど、私も、過去ずっと少年野球やら、いろいろボランティアをしたことがあるんですけど、大体世間にはそういった親も多いわけです。だから、その辺の状況というのがちゃんと把握できた上での事業実施なのかどうか、そのあたりはどうでしょう。

○委員長（谷口 整） 青山所長。

○地域子育て支援センター所長（青山晃子） まず、お預けされる理由としまして、小学校のお迎えが小学生の方はありまして、その方は、学童保育にはちょっと大人数が苦手なので預けたくないという理由で、お母様のお仕事が終わるまでのお預かりとして利用されております。それから、小さいお子様は、保育所のお迎えに間に合わないのということで利用されております。

依頼される方なんですけども、実際この活動に結びつかなかった方の例もあるんですけども、その中で、やはりこれは会員のお互いの助け合いの活動なんですけども、有償ボランティアですので1時間700円となっておるんですけども、その中で、民間の会社に同じことを頼むと7,000円かかるから、やはりこちらのほうが安いという理由で依頼された方もございます。ほかの条件も合わなかったんですけども、その方は、趣旨をご理解していただくために、お金を払えばというだけではなく、これは助け合いの組織であるということもお話しさせていただきまして、その点で、諸事情によりなんですけども、ちょっと活動には結びつかなかったという例もございます。

でするので、気軽に利用できるというのが逆に安いからとか、そういう点で利用されるという場合も考えられるんだなと思ひまして、そういう分析はさらに必要かなと考えるところでございます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 今のお話の中で、例えば保育園に迎えに行く時間が遅れるから預かるというような話もあったんですけど、私もいろいろ聞く中で、例えば、今、保育園で預かっていただく時間が就業の時間によって違うというんですか、例えば4時やったら4時までは見てもらえるけど、その後すぐに迎えに来いと。あるお母さんなんかは、4時までのパートで、4時半までに迎えに行かなあかんからばたばたしてるんやというようなお話もあるんですけど、その辺は、ちょっとここからずれますけど、保育園のほうの体制というんですか、規定やと思うんですが、その辺りはもうちょっと柔軟にできないのかなというように思うんですけど、延長保育とかいう意味じゃなくて。その辺りはどうなんでしょう。

○委員長（谷口 整） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 保育所の利用に関しましては、新制度になりましてから保育標準時間と保育短時間がございます。その判定につきましては、お母さん、お父さん方の就労時間で必要な保育時間を確保できるということで認定しておりますので、決して必要でない時間の、ぎりぎりの時間の設定ということではございません。

また、保育短時間のほうが若干金額が安いということもありますので、ぎりぎり間に合うならばそちらのほうを選択されている保護者さんはおられますし、条件として厳しければ保育標準時間で認定することはしておりますので、何が何でも短い時間で迎えに来てくださいという設定をしているわけではございません。

また、毎日毎日ぎりぎりではないので一旦保育短時間の認定を受けられて、間に合わなければ延長という形で利用もできますので、逆に柔軟に対応はさせていただいております。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） その辺りを親のほうが多分に理解して日頃預けていたらいいんですけど、なかなかそこまで十分理解されていなくて、何か毎日ばたばたして行かなあかんねやというような認識もまだ持っておられているんで、入園のときか、あるいは入ってからでも、やっぱりそういった周知というのはお願いしときたいと思います。以上です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ほかにないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

す。

これにて、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口 整) 当局から何かございますか。立原課長。

○健康児童課長(立原信子) お手元に本日お配りしております資料でございますが、健康づくり応援ポイントキャンペーンのチラシ、まだ原稿は補正段階ですので最終の形ではないんですが、参考にといいことでお配りさせていただいています。少しお時間をいただきまして説明だけさせていただきます。

こちらのほうが、昨年度から新規事業で始めましたものをまた本年度も継続実施するものです。7月の広報紙に折り込みをさせていただきますので、この委員会の機会ということでお配りさせていただいています。

ちょっとチラシの形態は変えさせてもらったんですが、事業の中身としては、昨年同様、ポイントを集めていただいて、楽しく健康づくりに取り組んでいただくということです。

新たに取組んだものとしましては、今年度は新規事業で上げております宇治田原町ウォーク8800、こちらのほうの事業を取り入れまして、こちらのほうに参加された方もポイントがつけられるということです。プラス町営バス、コミュニティバスに乗っていただいた方も3回乗車して1点たまりますよという形で、バスを利用した小さなウォーキングなんかを個人で利用していただけたらということで、こういう事業も中に組み込ませていただいております。

また、内容につきましては、同様に取り組んでいただいて、またUPポイントさんとも協力させていただいて、一部UPポイントさんの表現を裏側には書かせていただいておりますが、この辺は少し詰めさせていただいて表現が変わるということもちょっと聞いておりますので、最終原稿ではございませんが、参考にごらんいただけたらと思います。

説明は以上です。

○委員長(谷口 整) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口 整) ほかにないようですので、これにて、ただいま出席の所管課に係ります事項の報告を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前10時41分

○委員長（谷口 整） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

それでは、教育委員会所管分に係る事項について進めていきたいと思っております。

日程第2、付託議案審査について、議案第47号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） それでは、私のほうから、議案第47号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明を申し上げます。

当該条例改正に関しましては、資料のほうをごらんいただきたいと存じますが、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令等の一部改正が行われたことによりまして、当該条例の改正をするものでございます。

内容といたしましては、放課後児童支援員資格要件の拡大を行うものでございます。

具体的な内容といたしましては、従前より、支援員を務めていただくには教員資格といったものが条件としてございますが、それに加えまして、教員資格を持たない方たちに従事いただくための要件というものが定められております。

その中で、1つ目は、高卒の方ですと2年以上この事業の職務経験があればその資格を有するというふうにしてございましたけれども、中卒の方で5年以上放課後児童健全育成事業に従事した方で町長が適当と認めた方もこれに追加するというのがございます。

2つ目は、教員免許につきましては、今現在更新制になっておりますので、以前に取得をしておられても更新をされずに失効した形になってくるのが今の状況でございますが、こういった方は、一旦資格を有しておられたということがわかれば、この方も支援員として採用することができるというふうになってございます。

そして、3つ目につきましては、学校教育法の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、その中で専門職大学の創設というのがございます。この専門職大学が創設された中で、履修する科目をその専門職大学が実施すれば、これも放課後児童支援員の資格を有するという扱いにするものでございます。

なお、施行日に関しましては、公布の日ということにしてございますけれども、最後

に申しあげました専門職大学の創設に伴います学校教育法の一部を改正する法律に係る分につきましては、平成31年4月から施行するという事になってございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。原田委員。

○委員（原田周一） この議案書を読んで、私の理解が悪くていまだに理解できていないんですが、改正内容の1つ目、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が認めたもの」というぐあいになっていますね。この5年以上放課後児童健全育成事業というのはどういった事業なんですか。

○委員長（谷口 整） 部長。

○教育部長（光嶋 隆） 事業といいますのは、まさに学童保育をやっている事業で、先ほど申しました支援員というのがおありまして、それを補助する形で補助員さん、アルバイトといった形で従事をしていただく、補助していただく方がいらっしゃるわけでございますけれども、そういった方は、現行、資格がなくても補助員としては従事することができます。ただ、補助員として学童保育に従事されている期間をカウントしまして通算何年以上と。先ほど申しあげましたように、高卒資格を有する方は2年以上従事すればよいということがあったわけでございますが、今回の改正によって中卒以上の方でもできますよと、ただし、5年以上従事をするのが条件ですよというふうにされたものがございます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） となると、私はよく勤務の処遇体系はわからないんですけど、当然、補助員と支援員というのは、賃金とか、そういったものも全然差があるということですね。

○委員長（谷口 整） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） ご指摘のとおりでございます。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 今おっしゃいました補助員というのは、資格要件というのはないんですか。

○委員長（谷口 整） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 補助員の方につきましては、教員資格を有するとかといった資格要件は必要とはしてございません。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 補助員として通算5年以上、中卒でもというお話がありましたけれども、5年以上勤めれば支援員になれると、そういう理解でいいでしょうか。

○委員長（谷口 整） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 支援員となる資格を有することができるということでございます。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ほかにないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に移りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 議案第47号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口 整） 挙手全員。よって議案第47号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、文教厚生常任委員会へ付託をされました議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また、総務建設常任委員会に付託をされている議案につきましても、6月21日の本会議において討論をされる方は、討論通告書を6月19日火曜日午後5時までに議長宛てに提出をお願いいたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査を終了いたしました。

その他、委員から何かございましたら挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口 整) 特にないようです。

当局から何かございませんか。課長。

○学校教育課長(岩井直子) 私のほうからは、特にプリントは用意しておりませんが、小中一貫教育に係る今後の進め方につきましてご説明を申し上げたいと存じます。

小中一貫教育につきましては、あくまで36年度の開校を目指し取り組んでいくこととしておりますが、まずは教育委員会、そして総合教育会議での課題整理、議論というものを行いまして、町教育部局の関係者の取り組み体制を早急に確立しまして、課題解決に向け、進めていくことを基本と考えております。

まず、直近では、今月、6月26日火曜日に教育委員会におきまして協議時間を設け、7月上旬には総合教育会議が開催できるよう、現在、担当課のほうと調整を図っております。

7月の閉会中の文教厚生常任委員会におきまして先の会議の報告をさせていただきまして、小中一貫教育の取り組みを前に進めていきたいと考えておりますので、今後ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長(谷口 整) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口 整) ないようですので、これにて、ただいま出席の所管課に係ります事項の報告を終了いたします。

次に、日程第3、その他を議題といたします。

何かあれば。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口 整) 特にないようですので、日程第3、その他について終了いたします。

本日は、付託議案1件、また所管事項報告等審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに御礼を申し上げます。当局におかれましても、詳細な説明、資料作成をいただき、ありがとうございました。

本年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行が本格化してくる時期となってきました。各所管課におかれましては、早期の着工、速やかな事業進捗を行う中において、適正な執行に努めていただきたいと思います。

7月の閉会中の委員会におきましては、第2四半期の執行状況の報告を願う予定とい

たしております。7月23日午前10時から予定をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時53分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長            谷    口            整